②　令和４年度　東海環状青川高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
③　令和４年度　東海環状源太川橋鋼上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所
①　三重県いなべ市大安町
②　三重県いなべ市大安町～北勢町
③　三重県いなべ市大安町
⑷　工事内容
①　工事延長　Ｌ＝296m、鋼６径間連続少数主桁橋（橋長　Ｌ＝296.0m）、工場製作工　１式、工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　１式、床版工（鋼Co合成床版）１式
②　工事延長　Ｌ＝320m、鋼６径間連続非合成箱桁橋（橋長　Ｌ＝277.0m）、工場製作工　１式、工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　１式
③　工事延長　Ｌ＝160m、鋼２径間連続細幅箱桁橋（橋長　Ｌ＝121.0m）、工場製作工　１式、工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　１式、床版工（鋼Co合成床版）１式
⑸　全体工期
①　契約締結日の翌日から令和６年６月28日まで
②　契約締結日の翌日から令和６年６月28日まで
③　契約締結日の翌日から令和６年６月28日まで
（但し、①～③令和４年10月12日までに工事の始期を設定すること）
工事を施工しない日　設計図書のとおり
工事を施工しない時間帯　設計図書のとおり
本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができるフレックス工期を採用した工事である。工事の始期までの余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
⑹　使用する主要な資機材
①　鋼材　約740ｔ、合成床版　約3,550㎡
②　鋼材　約1,050ｔ
③　鋼材　約600ｔ、合成床版　約1,490㎡
⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：https://www.cbr.mlit.go.jp/「整備局トップ」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン等（工事関係）」に記載されているとおりである。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑽　本工事は、入札書及び技術提案書等の同時提出を行う工事である。
⑾　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑿　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
⒀　本工事は、完全週休２日を確保した施工を実施する試行の対象工事である。完全週休２日を確保出来た場合に工事成績評定点において評価する。また、本工事の完成時に、完全週休２日取組認定証が発行された場合、中部地方整備局で発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。なお、完全週休２日取組認定証は、対象期間中の全週間数に対して、休日対象日を現場閉所とした週間数の割合が70％を超えた場合に発行する。また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに、受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別紙様式第１における考査項目「７．法令遵守等」の「８．その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。
⒁　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
⒂　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒃　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⒄　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という。）及び段階的選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者（以下「一次選抜者」という。）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の工事である。一次選抜者は、一次審査の審査評価点合計が上位10者（審査評価点合計が同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）とする。ただし、一次審査の審査評価対象者が10者を超える場合は、10者を超えた者のうち上位半数（小数が発生した場合は小数第１位を切上）の者（審査評価点合計が同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を加えることとし、15者を上限とする。
⒅　総価契約単価合意方式の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
②　本方式の実施方式としては、
イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価合意個別方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ（https://www.cbr.mlit.go.jp）「入札・契約情報」―「契約書様式」―「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。
④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⒆　工事の実施形態　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの品質確保を目的として、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用における受発注者間の情報共有において「段階モデル確認書」を活用する試行工事である。